

省庁再編（2001年）¹

話し手 南川 秀樹 氏 ・ 森本 英香 氏
同 席 鮎川 智一 氏 ・ 熊倉 基之 氏

◆ 省庁再編への関わり

——省庁再編に関わるようになったきっかけ、当時のお立場などをお聞かせください。

○南川 私は1974年に環境庁に入りました。1つ大きな経験になったのは、入って3年目から4年目にかけて、OECDに研修生として派遣いただいたことです。その過程で、日本の環境行政というのが、いかに分野が偏っているかということを痛感いたしました。特にヨーロッパ、アメリカの環境行政事情をじかに勉強できたということが、その後の自分の職業人生、特に役所の在り方を考えるという意味では、大変大きな影響を持ったなと思っております。

省庁再編時は保健部の企画課長で、それに省庁再編の担当課長が併任されたということがございます。

○森本 私は1981年に環境庁に入り、最初は南川さんや小島（敏郎）さん、西尾（哲茂）さんの下で、環境影響評価法を担当しておりましたけれども、なかなか法律ができないということで、閣議決定（に基づく環境影響評価）になりました。その後、通産省に出向したり、公害防止事業団に出向したりしておりました。

省庁再編時は環境庁のプロジェクトチームで、南川さんの下でやらせていただきました。省庁再編では環境省を作るということは決まっていて、具体的事務の他の役所との調整、あるいは組織作りというのを中心に担当しました。

○熊倉 私は1994年の入庁で、3年目の1996年から1999年まで省庁再編の専従でした。ちょうど行政改革会議が立ち上がって、環境省設置法が成立するまでの約2年半を担当しておりました。

○鮎川 私は1995年入庁で、熊倉さんの1期下です。省庁再編の準備室では熊倉さんの後任で、設置法ができた後の組織令、組織規則、独法国環研法（独立行政法人国立環境研究所法）案な

¹ このインタビューは、2021年4月9日に行った。文中に記載されている組織の名称や人物の肩書は、特に断り書きのない限り、語られている出来事当時のものである。発言内容は各発言者の責任で御確認いただいたものであり、必ずしも環境省の見解ではない。

どの立案をしました。

◆ 省庁再編の背景、環境庁の在るべき姿

——省庁再編が進められた背景、また当時の環境庁に求められる役割というものはどのように変化していったのでしょうか。

○南川 省庁再編担当課長も併任でやりましたが、もう少し遡りますと、官房で特に国会周りの仕事を大変長くやっていました。省庁再編は、橋本龍太郎内閣（1996年～1998年）で総理が戦後の省庁体制を全部見直すということで始められました。その時から「環境」について、これは浮上するということができるのではという期待を持ちました。



南川 秀樹 氏

私は、その前に竹下登元総理にもいろいろな形でお仕えをさせていただきました。例えば、地球環境行動会議（GEA）の会長として、

竹下先生が地球環境問題を軸として環境問題に関心のある議員の勉強会をしようということで、国際的な方も含めて勉強会が行われました。その時に参加されたのが、橋本先生でしたし、加藤紘一先生でした。そういったこともあって、橋本先生ご自身が、環境問題には非常に熱心に対応いただきました。

1997年に京都でCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）がありました。もちろん海外の動きもありましたけれども、やはり橋本総理であったからこそCOP3で京都議定書ができたと感じております。その時も橋本総理の考え方が非常に強く反映されたなと思っております。

そういった意味で、地球環境問題が広がる中で、橋本総理ご自身が行政の役割ということもよく考えていただいたということで、大変感謝をしているところです。そういう中で（省庁再編が）動き出したということでございます。

私自身が省庁再編の中で何を一番やりたかったかということ、化学物質対策です。私は化学物質問題の担当課長でもございました。PCB（ポリ塩化ビフェニル）問題を契機に1978年に化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）ができましたが、環境庁が全く関与できていませんでした。化学物質について、その製造とか輸入について環境行政が手をつけられないということは、外国から見たら非常に不自然なことだったわけです。また、化学専攻で入った方も、非常に無念な思いが強かったということを目の当たりにしておりました。そういったこともございましたので省庁再編に大変期待しましたし、保健企画課長として自分も大きな役

割を果たしたいと思っていたところです。

そういう中で、化学物質排出・移動の調査が保健部でされておりましたので、これを法律にしようと、自分も走り回りました。これはゼロから関与するわけですから結構タフな仕事で、その過程での通産省との折衝、厚生省との折衝、様々ございました。それをくぐり抜けて、ようやく今の形になったというのが、私の率直な報告でございます。

○森本 南川さんのお話を聞いて思うのですが、南川さんが竹下先生、あるいは橋本先生と作っていただいた大枠の中で、言ってみれば、私は兵隊として走り回ったなという感じがいたします。

その中でちょっと付け加えさせてもらおうと、私は 1997 年の京都議定書の時に議長となった大木（浩）長官の秘書官をやらせていただきました。その時も、あの会議を成功させるためにどうするかを、大木長官が橋本総理に実際に会われ、あるいは電話をされて、密にやっておられたことを印象深く思います。その意味で、京都会議の成功も橋本総理がリードしたと思います。

また、1993 年に環境基本法ができ、地球環境問題とか廃棄物問題というのが環境問題として取り上げられるメカニズムにはなっているのだけども、実際には廃棄物問題は厚生省で行われ、地球環境問題はまだ具体的なものがないという状況で、要するに環境庁の任務と実際の仕事の範囲がかなりずれているという認識があり、省庁再編は環境庁の機能を在るべき姿に戻す良い機会だと思っていました。化学物質対策と廃棄物対策が非常に重要なポイントで、公害の延長からすると、こういった環境リスク対策は何よりも環境省の大きな柱であり、そこをしっかりと押さえないと、環境省の他の仕事、今でいうと自然保護、生物多様性、地球環境、放射性物質対策といったものが育っていかなかっただろうと思っています。

——省庁再編の議論が開始され、最初に感じたことはどのようなことだったのでしょうか。また当時、どのように進んでいったのでしょうか。

○南川 私は若い頃から、環境行政の組織はいかに在るべきかを勉強し、その中でドイツとかイギリス、あるいはアメリカ等の行政の組織もずっと調べておりました。当然ながら廃棄物は環境問題だというのがどの国でも常識です。化学物質も同じです。もう一つ言えば、原子力も環境面からのチェックを環境部局が行っているというのは当たり前でしたので、それをきちんと実現するかが最も大事だと思っていました。

ただし、最初はなかなかそういう議論まで行けず、省庁の数を減らすということでもどこかに飲み込まれるのではということをもまず心配しました。例えば、実際に、科学技術庁は文部省と一つになることになったわけです。

橋本総理にはなかなかお会いできなかったものですから、私自身は、当時の官邸、党、それから行革のメンバーになられた学者の方、それ以外にも事業者団体とか全ての委員の方に、自

分なりに環境行政の重要性を訴えたつもりでございます。

その中で、大蔵省出身の岡田（康彦）官房長に随分動いていただきました。我々の話を聞いていただくだけでなく、御自身も実は活発に動かれました。そういう意味で、岡田さんには助けられたという感謝の気持ちを今でも強く持っております。

○森本 この時期、どういう省庁再編がなされるかはまだ星雲状態で、環境省ができるのか、環境安全省か、あるいは農林環境省かという議論をしている時には、私は参画しておりませんでした。（環境庁が）一体どういう役所になるのだろうということは、自分自身も考えていました。引き続き調整的な仕事をする、ある意味きれいだけれども、現場を持たない役所として生きていくのか、それとも事業を持って、しっかり地に足を着けてやっていくのか、あるいはその両方なのか、というところを悩んでおりました。もう一つは、農水省とくつつく議論があった時に、環境庁とか環境省はやはりちょっと価値観が違うだろうなということは感じておりました。結局、最終的な報告書でやはり価値観の違う役所として在るべきだとあって、それは非常に腹に落ちるという感じはいたしました。

○熊倉 私個人としては、諸外国の例を見ても、環境行政組織が庁という小さな組織はおかしい、各省に分散している環境行政を一元化して省を作りたい、というのは入庁当時から思っておりました。

それが早くも3年目にして、当時は官房総務課にいたのですが、第2次橋本内閣で火だるまになっても省庁再編をやる²という方針が示されて、チャンスが来たと感じたところです。政府に行政改革会議ができ、当時の小島保健企画課長がこれは対応しないといけない、まずは勉強していこうということで、将来の環境行政の在り方を文書にまとめる作業を1996年の冬から翌年にかけて行いました。参加者は有志で、各局の総括補佐とか、当時は水質管理課長であった南川課長などに参画いただき、それぞれアイデアを出して、構想を考えていきました。

実際に動き始めたのは1997年5月です。行政改革会議の各省ヒアリングで、各省庁、自分の行政分野を将来どうしたいのか思いを述べる機会がございました。これに向けて、何を出すか庁内でいろいろな意見があって、しっかりした省の組織にしていくとか、総合調整機能という環境庁の持ち味を生かして、総理府、内閣府の1部門が良いのではとか、幾つか議論はありましたが、小島課長、南川課長はじめ、また私個人も、環境行政を一元化して、事業もやって政策実現可能な組織にしたいと主張し、最終的にそういう考えにまとまりました。

各省ヒアリングは官房長が対応するので岡田官房長の位置づけは非常に大きく、こういった我々の考えに官房長が同意され、環境行政の将来を真摯に考えていただいて、ヒアリングでは環境行政一元化、環境省が必要だという話ができたとというのが非常に大きかったと思います。

² <https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/PI/19961108.O1J.html>（アクセス日：2021年12月15日）

◆ 環境省に決まる

——最終的に環境省という形になっていった経緯はどういうものだったのでしょうか。

○南川 私自身は、いろいろな委員の方に何回もお会いしました。

ある先生は、環境と安全というものを一体にして見るべきだということを、御自分の意見として相当強く持たれておりました。委員間、あるいは橋本総理とどういいう話があったか分かりませんが、最初のたたき台として環境安全省が出てきたと承知しております。

それ以前にも農水環境省とか幾つか議論があって、どこかの省に飲み込まれるのではという心配をしておりました。それでは独自性が発揮できないし、諸外国の並びからしてもおかしいということで強くお願いしてまいりましたが、大変うれしかったのは、それがあ程度は聞いていただけたのではないかとということでございます。全体としては環境省という分かりやすい名前にしようということで話が進んできたことと承知しています。

化学物質に見通しがついたことと廃棄物が入ったのは非常に大きいと思います。廃棄物については、やはり業を所管し、実際の環境の確保に責任を持つということで、言ってみれば、遠くから評論する立場をこれで離れるということもございました。組織として成長ができるし、より大きな責務を負うということで、一つ新しい役所が動き出すのだ、と感じ取ったところでございます。と言いますのも、私自身は、やはり「業」を大事にしたい。「業」を所管しない役所というのは、しょせん空に浮かぶ雲みたいなものだと思っていて、責任を取らない、それでは駄目だと思っています。

○森本 橋本総理は、確か環境庁ができる頃に厚生政務次官をされていたと思いますが、その時に廃棄物行政を環境庁に持ってくるのかどうかは相当悩まれたようです。そのことを、橋本総理と雑談する場でよく聞かされたので、そういった内心の宿題を省庁再編で実現された感じがいたします。

また、当時環境庁で仕事をしていた衛生工学出身の技官の方は、ある意味、半端な環境庁職員みたいな感じになっていました。厚生省採用で環境庁に出向、実質は環境庁にずっといらっしゃるといいう形を取っておりました。そういった意味で、(当時)今在る環境庁の姿が、在るべき姿じゃないのだなというのは、肌身で感じていました。

その中で、この省庁再編で廃棄物行政が環境庁に来たのは、南川さんがおっしゃったとおり、実務を持ち、かつ当時廃棄物問題は不法投棄含め、健全性の確保が大きな課題だったので、そういった仕事に携わることになったのは、環境庁、環境省の職員の練達にも非常に役立ったかなと思います。

○鮎川 環境庁時代の廃棄物・リサイクルは、最終処分基準と各種リサイクル法の基本方針くらいの所掌事務だけでした。この省庁再編の議論が行われている時にちょうどその業務を担当し

ていたので、省庁再編も視野に入れつつ、先ほど南川さんがおっしゃったように、ヨーロッパ並みに廃棄物・リサイクル行政も組み替えるというビジョンを出す仕事をやっていました。

ヨーロッパの場合は、有価か無価かではなくて、廃棄物として管理すべきかどうかで分かれていたので、物の取扱いについて一貫通貫でやるべきという内容で中環審答申案を作成し、そのビジョンは最終的に循環基本法（循環型社会形成推進基本法）の形になりました。省庁再編後の廃棄物・リサイクル行政は、再編前の環境庁と厚生省を合わせたものと通産省との役割分担からほぼ変わらない形にはなったのですけれども、全体の基本的な枠組みは用意できたと思います。

- 熊倉 行革会議の議論で申し上げますと、チェック・アンド・バランスの考え方で省庁再編をやるというのが非常に大きかったと思います。（1997年）5月のヒアリングでも、環境庁は、開発行政とか産業振興の行政と切り離れた形で、しっかり環境保全の観点からチェックし、国全体でバランスの取れた政策にするためにも独立した省で在るべきという主張をいたしました。

担当の小委員会の座長の先生が書かれた資料の中でも、省庁再編の基本的な考え方として、チェック・アンド・バランスを重視すると記載されました。そのために、環境、それから安全のような行政分野は独立した組織が必要だということになりました。加えて、環境問題がCOP3京都会議を控えて大きな国政テーマになっていたので、環境政策が一つの柱と捉えられ、独立の省にするということが打ち出されたのだと思います。

- 森本 それに加えてもう一つ思うのは、1993年に環境基本法が作られることになったのは、その前年にリオサミットがあったというのがありますけれども、竹下先生、あるいは橋本先生らが、公害対策基本法での環境政策というのはもはや古い、環境基本法というもっと大きい袋を作るべきだという提言を出されて、それが起動力になったということがあると思います。つまり、一つの政策分野として独立したものだということがここで定着したと思います。

もう一つは、1997年に京都会議があって、地球環境問題というのがこんなにも世界的に大事な話だ、チェック・アンド・バランスにとどまらず地球環境問題にきちっと対応する、一元的ではないかもしれないけれども責任を持って対応する役所が要る、ということが前提になって、そういう大きな10年間の流れの中で、独立した組織として認識されたのかなと思います。

◆ 環境省へ移管されたもの、されなかったもの

- 森本 水道行政については、やはり廃棄物行政、あるいは浄化槽行政と一体でやるべきだと今でも思っています。当時は様々な意見がありました。最後は、橋本総理が、口から入るものだから、という整理で水道を厚生労働省に残したという経緯があります。ただし、水道をきちんとやろうと思ったら川がきれいではなくちゃいけないわけで、川をきれいにするのは環境省の仕事だということからすると、環境省であった方が幅のある仕事ができたとし、今でも

きると私は思っています。

- 南川 当時、自然とボーダーに浮かんできた問題と、こちらがボーダーに持ち上げた問題が幾つかあります。

まず、浮かんできたのは当然水道です。大学の講座も大体廃棄物と水道と一緒に扱われています。技術系職員は水道と廃棄物をセットで採用されているということも現実にあります。なおかつ、水質行政は当時環境庁でやっているという中でしたが、結論としては、口から入るものだからということで、食べ物と一緒に（厚生労働省で）扱うという整理になりました。

もう一つは森林問題です。全体は林野庁がその当時から見えていたけれども、自然保護色の強い部分については環境省に移管する、そういう中で環境省も、いわゆる国立公園の枠を超えて仕事をしていくという議論もされておりましたが、結局、そうはならなかったということがございます。

それから、環境省に移管されたのが動物愛護行政です。私は、理屈としては自然にいる動物もペットも同じだ、これを統一的に扱うことが良いと考えていて、当時総理府にあった動物愛護行政を持ってくるということで、行革担当事務局などとも話をしておりました。ただ、他の役所も獣医さんとかいろいろな世界があり、農水や厚生も自分のところでやっても良いということをおっしゃっていました。そういう中で行革担当事務局が一定の整理をして、環境省に持っていくことを決められました。

もう一つは原子力です。私自身はドイツの人とも随分付き合いがあったものですから、原子力の安全問題、特に環境汚染問題について、基本法から全部抜かれるのはおかしいと古くから思っておりましたので、これを機会に、ということで持ち出しました。結果的に環境省は測定を一部やるということになりました。

- 熊倉 水道と原子力安全と原生林・森林は、移管に関する三大テーマでした。原子力については、10年後に期せずして原子力規制委員会が外局になりました。

国立公園は、アメリカなどは営造物型といって、国が土地を所有し、公園当局が保護と利用をやっていますが、日本は過去の経緯で区域指定はするけれども土地所有権は別という仕組みになっています。当時、橋本総理は日本山岳会の会長ということもあって、自然保護にも非常に造詣が深く、これを打ち出されたのかなと考えています。しかし、最終的には、一部分だけ環境省に持っていくということがなかなか難しく、合意には至りませんでした。

◆ 地方組織の見直し

——環境省の地方組織について、省庁再編の直後に地方環境対策調査官事務所が設置され、2005年に地方環境事務所が設置されました。その経緯を教えてください。

○森本 環境庁時代ですけれども、総務庁（の地方支分部局である管区行政監察局）の中に環境のことを調査している人（環境調査官）が50人位いました。行政管理の一環として人がいるということですけど、それを環境省の中に組み込んでいくというのが一つの課題だったと認識しています。

当時は省庁再編の話なので、地方支分部局を大きくするとか小さくするとか、そういう話は多分議論の外だったと思うので、ステップとして、（1994年に国立公園管理事務所を名称変更して）国立公園・野生生物事務所というのが位置づけられ、そして（2001年10月に）地方環境対策調査官事務所が環境省の組織として位置づけられたところで止まったということかと思えます。

○南川 省庁再編の時に支分部局を作りたいと思いましたが、総務庁自身も省庁再編の議論の中では対応できない、と言っていた経緯があります。

私は2001年に官房総務課長になったものですから、もう一度やろうということで、地方環境対策調査官事務所担当の、旧知であった総務省の局長のところへ相談しました。廃棄物問題への対応とか、地球環境問題を含めて、ぜひ地方支分部局を作りたい、その中で責任を持った行政をしたい、現場に地に足の着いた仕事をしたいということで、そのためには申し訳ないけれども、管区行政監察局の環境調査官を環境省に移してほしいということを頼みました。

その局長が過去の経緯をもう一遍調べてくださり、元々は三木（武夫）環境庁長官時代に支分部局を作ろうと長官が言われ、当時の環境庁と行政管理庁が相談しまして、いきなりそういうのを作るのはなかなか大変だ、ということで、当時の行政管理庁に環境調査官を置く、その方に環境庁併任になってもらう、そういう中で情報が行けば良い、ということでまとめたという経緯を調べていただきました。そういう経緯があるのなら、自分がちゃんと考えましようと言っていました。

そうした議論も踏まえて、自然関係も含めた地方環境支分部局を作りたいということで、（総務省）行政管理局の方をお願いをしに行って、結果的には（2005年に）現在の形になったということでございます。諦めなくて良かったなと思えますし、たまたまそういったことを理解いただける方が担当局長で大変良かったなと思っています。

◆ 省庁再編がもたらしたもの

——省庁再編は環境庁・環境省の在り方にどのような変化をもたらしたとお考えになられますか。

○南川 私は、地に足の着いた行政をやりたいと思いました。実際に、環境上、どうしたらもっときれいになるかとか、ごみが消えるかとかありますけれども、やはり現実の結果に責任を持たなければいけないというところから話を始めたい。事業者の人もいるわけです。それが政策

的に向かう方向と、いま現在事業者のやっている仕事とが方向性としてぶつかる場合はたくさんございます。そういう場合にどうやってご理解をいただきながら政策を進めていくかということが大事であります。そういったことを常に考えるということが、地に足の着いた責任ある環境行政だと思っております。

○森本 正直言うと、省庁再編をしたから環境省が、あるいはみんなの頭ががらりと変わったということはあまりなくて、やはり人間、置かれた状況によって進化していくということだと思います。

南川さんが重々言われていることですが、実施する仕事、事業を担い、そして多分、人事配置もかなり大胆にがらがら替えて、そういった現場で環境省の職員が動けるようにされたと思います。それが非常に大きくて、その後の10年間、あるいは20年間、

いわゆる責任ある官庁としての、あるいは自分でやるという意欲を持った官庁として育ってきたのかなという気がします。

それともう一つ。逃げる、あるいは変質する、ぐらつく役所は、最後は信用されないということがよく分かって、環境省はそういう意味は一貫して行動ができているというか、せざるを得ない役所なので、そこは環境庁が環境省になり、現場も持ち、そして自分の理念みたいなものを持って、それに基づいてやるという癖をつけてもらったというか、南川さんに強制的にさせられたという気もしますが、というのは、環境省が育つ上で非常に良かったと思います。

○熊倉 環境庁時代、各省協議、法令協議でいろいろ闘争がありましたが、環境庁は総合調整官庁なのだから、上から見て何か調整していればいいと言われて、事業をやるなんていうことは想定されていなかったわけです。環境省になって、そういう入口で封じられるようなことは言われなくなったというのは感じておまして、責任とか所掌という意味で環境に関わるものであれば環境省はやれる、やるべきというのが、霞が関全体に浸透したというのは、実務上は大きな成果だったと思っています。

○鮎川 私も森本さんと同じような感じで、省庁再編があって、ころっと変わったという印象はないです。東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の対処を環境省が引き受け、今も取り組んでいます。最初に引き受けようとした時に、省内でかなり議論があったと思うのですが、そこでちゃんと環境省が引き受けた。その前に旧軍毒ガス弾等の処理を引き受けた時も、大変な仕事をあえてやる、住民の方々が見えるような仕事を一つ一つ解決していく、



森本 英香 氏

という責任感みたいなものを見せることで、霞が関の中での信頼を築くというようなお話を、南川さんからお聞きしたことがあって、その最たるものが今回の福島第一原発事故による放射性物質汚染の対処かなと思います。

◆ おわりに

———今後の環境省の在り方等についてお考えをお聞かせください。

○南川 私は、常に人も組織も責任ある立場に自分を置くということを発想しなければいけないと思っています。要は、全体としてこうすべきだ、こう在るべきだという議論があって、その中で現実に自分が何をすべきか、という発想で行動しなきゃいけないと思います。だから、仮に責任者の立場でなくても、責任者の批判をするのではなく、こういう対策を取るべきだ、こういう政策を取るべきだということを発信する。その中で、今、自分がやれるのはこの部分だということで仕事をしていくことが必要だと思います。そうでなければ仕事なんかしない方が良く私は思っています。常に批判だけをする人については全く相手にしないというのが、今も私の考え方です。ぜひ今の環境省の方も、そういったつもりで仕事をして欲しいと思います。

また、自分たちが背負うべきものをきちんと示して、その中でその責任を果たしていくことをいかに見せるか、普段からそういったことが大事だと思います。今の現役職員にもよく言いますが、自分たちがやっていること、やろうとしていることをアピールしなきゃ駄目だ、中で勉強して自己満足しちゃ駄目だ。紙でも良いですし、YouTubeでも良いですけども、自分たちが考えていることを出して、訴える。いろいろな人に、事業者の人も含めて見ていただく。そういう中で、自分たちの仕事を考えていく、新たな発展を考える、といったことが非常に大事だと思います。環境省の職員は、良かれ悪かれ、徹底的に出る杭になってほしいと思います。出る杭は打たれますけど、出ない杭は腐ります。そういったマインドを持って徹底的にやってほしいと思います。責任ある立場に自分がいると考えて、全体をいかにやるべきか、その中で自分は何をすべきか、ということを常に考えていただきたい。誰かがやるだろうなんて考えないということです。批判されてもいいから、自分なりに実行すべきだということを出し、そして自分がやることをやる、といったつもりで、日常的な仕事に向き合っていただきたいと思っています。

○森本 取り組むものが随分広がりました。つまり、社会の構造とか、経済の構造全般に関わるものについて、環境省が責任持って何か語らなくちゃいけない、責任持ってやらなくちゃいけないということになったわけなので、そういった意味では、対話、コミュニケーション、とにかくいろいろな人の話を聞いて、そしてそれらを全部飲み込んで、自分の案を出すということが必要かなと思います。

環境庁時代の悪い癖で、自分はきれい事を言えばいいんだという世界がまだちょっと残っているような気がします。それは駄目で、どこまで飲めるかはともかく、社会はこう在るべきだ、こうした方がみんなの幸せになるのだという、しっかりしたビジョンを見せる努力が必要だと思います。どんどん課題が難しくなりますが、頑張ってくれという話です。

— 了 —

話し手 南川 秀樹 氏 一般財団法人日本環境衛生センター 理事長

1974年 環境庁入庁、2008年 環境省大臣官房長、2010年 地球環境審議官、2011年 環境事務次官、2013年 退官。

森本 英香 氏 早稲田大学法学部 教授

1981年 環境庁入庁、2012年 原子力規制庁次長、2014年 環境省大臣官房長、2017年 環境事務次官、2019年 退官。

同 席 鮎川 智一 氏 環境省環境再生・資源循環局 参事官（中間貯蔵）

熊倉 基之 氏 環境省自然環境局国立公園課 課長

（話し手及び同席者は五十音順。所属・役職は全てインタビュー時点のもの。）